

◎戦没者の父母等に対する特別給付金

支給法の一部を改正する法律

(平成二〇年四月一八日法律第一八号)

一、提案理由 (平成二〇年四月二日・衆議院厚生労働委員会)

○舛添国務大臣 たいいま議題となりました戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案及び駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案について申し上げます。

戦没者の父母等に対しては、その置かれた状況にかんがみ、これまで特別給付金として国債を支給してきたところであり、今回、これらの方々に改めて特別給付金を支給するため、この法律案を提出した次第であります。

改正の内容は、平成十五年に継続して支給することとされた

特別給付金国債の償還が終了した戦没者の父母等に対し、改めて特別給付金として額面百万円、五年償還の国債を支給することとあります。

(略)

以上が、二法案の提案理由及びその内容の概要であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院厚生労働委員長報告 (平成二〇年四月八日)

○茂木敏充君 たいいま議題となりました両案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、戦没者の父母等に対し、平成二十年度から額面百万円、五年償還の国債を特別給付金として支給しようとするものであります。

(略)

両案は、去る四月一日本委員会に付託され、翌二日舛添厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、四日に質疑を行い、質疑終了後、まず、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法改

正案について、自由民主党及び公明党より修正案が提出され、修正案の趣旨説明の後、採決の結果、全会一致をもって修正議決すべきものと決した次第であります。次いで、駐留軍関係離職者及び漁業離職者等に関する臨時措置法改正案について、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

○委員会修正の提案理由(平成二〇年四月四日)

○大村委員 ただいま議題となりました戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、自由民主党及び公明党を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

修正の要旨は、原案において「平成二十年四月一日」となっている施行期日を「公布の日」に改め、平成二十年四月一日から適用することであります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

三、参議院厚生労働委員長報告(平成二〇年四月二日)

○岩本司君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律

げます。

まず、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案は、平成十五年に継続して支給することとされた戦没者の父母等に対する特別給付金国債の償還が終了した戦没者の父母等に対し、改めて額面百万円、五年償還の特別給付金国債を支給しようとするものであります。

なお、衆議院において、施行日を公布の日に改め、改正後の規定は平成二十年四月一日から適用する旨の修正が行われております。

.....(略).....

委員会におきましては、両法律案を便宜一括して審査し、戦没者の父母等に対する特別給付金の請求手続等を簡素化する方策、特別給付金制度等の周知の必要性、一般戦災者等に対する調査の在り方、駐留軍等関係離職者対策を五年間延長する理由、駐留軍等労働者労務管理機構の業務、組織等の在り方、漁業離職者に対する支援体制等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。